

○総務省告示第四百三十五号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）の一部を次のように改正し、令和三年一月一日から施行する。

令和二年十二月三十一日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

端末機器の表示について、第一号から第三号までに掲げる文字の表示は、その各号列記の順に行うものとする。

【一・二 略】

三 認証機関の識別文字

認証機関

【略】

ビュローベリタスジャパン株式会社

Element Materials Technology Wa

rick Ltd

識別文字

022

205

改正前

【同上】

【一・二 同上】

三 【同上】

認証機関

【同上】

ビュローベリタスジャパン株式会社

識別文字

022

備考 表中の「」の記載は注記である。